

○相談支援専門員研修について

※令和6年度の研修日程は未定です。

日程が決定次第、岡山県障害福祉課のHPに掲載されます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/515098.html>

1 相談支援従事者初任者研修

<受講対象者>

研修未受講者、もしくは、相談支援専門員の資格を失効している又は失効する者。岡山県内の市町村又は障害保健福祉関係の施設等に勤務する者(予定者を含む)で、各受講区分において必要となる課程の全ての日程を受講でき、事業所代表者から推薦を受けた者。

ただし、現在、施設等に勤務していない場合で、今後新規に事業所開設を予定している者は、受講対象者とする。

2 相談支援従事者現任研修（相談支援専門員の資格更新）

<受講対象者>

次の①～③の条件のすべてを満たし、岡山県内の事業所に勤務する、もしくは、事業所に所属しておらず岡山県内に居住している者。

①相談支援専門員の資格を有すること。

②指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の実務経験を有すること

③受講決定後、指定期日までに事前課題の提出が可能なこと

<留意事項>

*相談支援専門員は、初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度から起算して5年度以内に初回の現任研修を修了し、以降、5年度ごとに1回以上現任研修を受講する必要があること。

*初回の現任研修受講者は、受講申込時点から過去5年のうち、2年以上指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験があること。

*2回目以降の現任研修受講者は、受講申込時点から過去5年のうち、2年以上指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験があること、又は、現に(受講申込時点で)指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事していること。

*指定相談支援事業所等は次のとおり。

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく指定特定・一般・障害児相談支援事業所、基幹相談支援センター、地域活動支援センターI型、重度障害者等包括支援事業所

3 相談支援従事者主任研修（地域の中核的な役割を担う相談支援専門員の養成）

<受講対象者>

現任研修修了後、相談支援専門員として、地域相談支援事業所等又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業、もしくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、推薦時点で通算して3年以上である者のうち、岡山県内の市町村の基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っている者として、岡山県内の市町村からの推薦を受けた者。

相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

資料5 関係資料

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いつつながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件**(※1)を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**

専門コース別研修（任意研修）
※今後カリキュラム改定や一部必須化及び主任研修受講の要件化について検討

実務経験
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験
(3～10年)

+

研修修了
初任者研修
【42.5h】
講義・演習・実習

相談支援専門員としての配置要件

- 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（令和元・九・一〇厚労告一一三）
- 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・三〇厚労告二二七）
- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・三〇厚労告二二五）

告示

相談支援専門員として配置可

- 指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二七）
- 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二八）
- 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二九）

（従業者）
一般（特定・障害児）相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置かなければならない。

基準省令

相談支援専門員配置要件の更新

5年毎に現任研修を修了
【現任研修受講に係る実務経験要件※1】
相談支援従事者現任研修
【24h】 講義・演習

+

3年以上の実務経験

主任相談支援専門員研修
【30h】 講義・演習

※主任研修を修了した場合、現任研修を修了したものとみなす。

引き続き相談支援専門員として配置可

主任相談支援専門員として配置可

※1 現任研修受講に係る実務経験要件

- ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ② 現に相談支援業務に従事している。

ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。